

酒類販売事業者に対する月次支援金の支給

まん延防止等重点措置に伴う飲食店等の酒類提供禁止の影響を受ける酒類販売事業者に対して、国の月次支援金の対象要件を県独自に緩和して支援します。

1 対象者

令和3年8月の月間売上が、前年又は前々年度の同月比30%以上50%未満減少している酒類販売事業者

※ 国制度は「50%以上」の売上減少が対象

2 実施手法

兵庫県小売酒販組合連合会へ補助

3 支給金額

まん延防止等重点措置実施区域に指定される期間（8/2～31、30日分）について支給

個人 9.6万円/月（10万円/月×30/31、国制度を基準に日割支給）

法人19.3万円/月（20万円/月×30/31、国制度を基準に日割支給）

酒類販売事業者に対する県月次支援金の給付スキーム

